

諮問日：平成29年6月7日（平成29年度（最情）諮問第30号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（最情）答申第40号）

件名：司法修習生の兼職許可の運用を見直した際に作成した文書の不開示判断
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成22年11月頃，社会人で合格した修習生が民間企業などに身分を残したまま，休職扱いで修習できるよう，兼職許可の運用を見直した際に作成した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年5月19日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については，平成22年11月頃に兼職許可の運用が緩和されたことに伴い，最高裁判所において，外部的に発出した文書，内部的な事務手続の指針などの文書が該当すると考えられるところ，その存在がいずれも確認できなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年8月4日 審議
- ④ 同年9月29日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 司法修習生の兼業許可については、法令の基準に沿った運用がされていて、最高裁判所において具体的な基準を定めた文書を保有していないことは、既に当委員会で明らかにしたところである（平成28年度（最情）答申第3号参照）。これを踏まえて検討すれば、司法修習生の兼業許可の運用を緩和した際、最高裁判所において作成した文書が見当たらないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人